報告第23号

専決処分の報告について (里道側溝鉄蓋落下による車両損傷事故)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月4日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日

那覇市長 知念 覚

- 1 事 件 名 里道側溝鉄蓋落下による車両損傷事故
- 2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 那覇市古波蔵在住

賠 償 額 12,400円